

高知県遊漁船業等振興資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県遊漁船業等振興資金利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補給金は、交流人口の拡大による漁村の活性化を促進するため、遊漁船業等（遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第1項に規定する遊漁船業及びダイビング、ホエールウォッチング等の案内業をいう。以下同じ。）を営む者（以下「遊漁船業者等」という。）及び漁業協同組合等が遊漁、体験漁業等を行うための資金（以下「貸付金」という。）を融通する融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該遊漁船業者等の経営の安定に資することを目的とする。

(融資対象者)

第3条 この要綱により貸付金の融資を受けることができる者（以下「融資対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 高知県遊漁船業等振興事業費補助金実施要領（以下「補助金実施要領」という。）第3の1に定める遊漁船業等振興計画（以下「振興計画」という。）の認定を受けた者
- (2) 前号の認定を受けた振興計画における連携事業者
- (3) 補助金実施要領第4の1に基づきリース物件を借り受ける者（リース料の全額一括前払に必要な資金について融資を受ける者に限る。）
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(融資条件)

第4条 融資の資金用途は、振興計画の目的を達成するために要するものとする。

(融資機関)

第5条 この要綱により融資を行うことができる融資機関（以下「融資機関」という。）は、高知県信用漁業協同組合連合会の地位を承継した西日本信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。

(貸付金の種類等)

第6条 貸付金の種類、利子補給対象、基準金利、利子補給率、利子補給期間及び利子補給対象限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(融資手続及び利子補給承認の申請)

第7条 この要綱による貸付金の融資を受けようとする者は、融資機関に、設備高度化資金にあっては別記第1号様式、経営安定資金にあっては別記第2号様式に定める借入申込書により申し込むものとし、記載においては次の各号に定めるとおりとする。また、借入申込書には、第3条及び第4条に規定する要件を証するに足りる書類を添えなければならない。

- (1) 借入申込金額欄及び資金計画中の本件借入金欄には、事業費の80パーセント以内の借入希望額を記入し、千円未満の端数は切り捨てる。

なお、借入者の自己資金調達能力、運転資金の必要額等との関連を考慮し、当該事業が遊漁船業者等の経営の効率化等に極めて緊要であるにもかかわらず、自己資

金不足等のため関連施設のうち一部を割愛し、又は施設を適当規模より縮小することを余儀なくされ、関連施設全体の効率が著しく低下するおそれがある等、資金効果が減殺されると思われる場合は、この限度を超えて借り入れすることができる。この場合は、融資機関において融資率の特例に関する承認申請書（別記第3号様式）を作成し、当該借入申込書に添付のうえ知事の承認を得るものとする。

（2）元金償還額欄は、借入申込金額を償還回数で除し、剰余を第1回目の金額に加算する。この場合において、百円単位の端数は付けない。

2 前項の規定により借入れの申込みを受けた融資機関は、内容を十分審査の上、適当であると認めたものについて、前項の借入申込書の写しを添えて、別記第4号様式による利子補給承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利子補給承認の通知）

第8条 知事は、前条第2項の利子補給承認申請書の内容について審査の上、適当であると認めるものについては、別記第5号様式による利子補給承認書により当該融資機関に通知するものとする。

（貸付けの実行及び報告）

第9条 融資機関は、前条の規定による利子補給承認の通知を受けてから貸付けを実行しなければならない。

2 貸付けを実行した融資機関は、当該貸付けを実行した日から10日以内に、別記第6号様式による貸付実行報告書を知事に提出しなければならない。

3 融資機関は、貸付けの実行の中止又は変更が生じた場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 融資機関は、融資対象者から当該資金の全部又は一部の繰上償還を受けた場合は、直ちに別記第7号様式による遊漁船業等振興資金繰上償還報告書により知事に報告しなければならない。

（事業完了確認）

第10条 融資機関は、融資対象者に対し、設備高度化資金により実施した事業の完了後直ちに別記第8号様式による遊漁船業等振興資金事業完了届を提出させるとともに、完了状況を確認の上、別記第9号様式による遊漁船業等振興資金事業完了確認報告書に前記事業完了届を添え、知事に提出しなければならない。

（利子補給）

第11条 知事は、融資機関に対し、この要綱の定めるところにより適当であると認めた場合は、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

（利子補給契約）

第12条 前条の利子補給については、知事が当該融資機関との間で締結する利子補給契約により行うものとし、利子補給契約書は、知事が別に定めるものとする。

（利子補給金の請求及び交付）

第13条 利子補給を受けようとする融資機関は、別記第10号様式による利子補給金請求書に別記第11号様式による利子補給金計算書を添えて、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

| 区 分 | 利子補給期間 | 請求期日 |
|-----|----------------|-----------------|
| 上期分 | 1月1日から6月30日まで | 左欄の期間と同年内の7月末日 |
| 下期分 | 7月1日から12月31日まで | 左欄の期間と同年度内の1月末日 |

2 県が交付する利子補給金の額は、1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、融資機関から利子補給金の請求があった場合において、適当であると認めたときは、当該請求を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（利子補給の打ち切り等）

第14条 知事は、融資対象者が、貸付金をその目的以外に使用したとき、虚偽の申請により借り入れたとき又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、融資機関に対する利子補給金の全部又は一部を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、融資機関の責任により、融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（延滞金）

第15条 融資機関は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の金額を計算する場合における年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（関係書類の保管）

第16条 融資機関は、この要綱による資金の貸付け及び利子補給に係る関係書類を他と区分して利子補給終了後5年間保管しなければならない。

（書類の検査及び報告）

第17条 知事は、必要があると認めたときは、融資対象者及び融資機関に係る関係帳簿、書類その他必要な物件に対する職員の検査及び必要な報告を求めることができるものとし、融資対象者及び融資機関は、これに協力しなければならない。

（情報の開示）

第18条 この要綱に基づく融資事業又は融資機関に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、高知県遊漁船業等振興資金利子補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年12月20日から施行し、同年11月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

1 資金の種類：設備高度化資金

| | |
|-----------|---|
| 資金用途 | サービス機能の強化に資する設備等の整備 |
| 貸付金の種類 | (1) 船舶建造等資金 (2) 船舶の改造に必要な資金であって船体以外の部分のみに係るもの (3) リース資金 (4) 陸上施設整備資金 (5) 機械機具等整備資金 |
| 利子補給対象 | (1) 取得時の船齢が20年以内である中古船を含む船舶の建造、取得及び改造 (2) 推進機関、自動操舵装置、遠隔操縦装置、サイドスラスタ、レーダー、漁群探知機等の漁撈装置、救命設備等 (3) 船舶及び船舶に設置する設備等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払に必要な資金 (4) 休憩所等（リース料の全額一括前払に必要な資金を含む。） (5) 釣り筏等（リース料の全額一括前払に必要な資金を含む。） |
| 基準金利 | 高知県漁業近代化資金基準金利 |
| 利子補給率 | 高知県漁業近代化資金利子補給率 |
| 利子補給期間 | (1) 20年以内(据置3年以内) (2) 10年以内(据置3年以内) (3) 10年以内(据置2年以内) (4) 15年以内(据置3年以内) (5) 7年以内(据置2年以内) |
| 利子補給対象限度額 | 1 又は 2 のいずれか低い額 1 原則として貸付対象事業費の80パーセント以内 2 (1) 1隻当たり9,000万円以内 (2) 9,000万円以内 (3) 9,000万円以内 (4) 9,000万円以内 (5) 1,800万円以内 |

2 資金の種類：経営安定資金

| | |
|--------|--|
| 資金用途 | 安全性の向上に資する設備等の整備及びソフト事業の実施に要する経費 |
| 貸付金の種類 | (1) 運転資金 (2) 設備資金 |
| 利子補給対象 | (1) イベントの開催等に要する消耗品等 (2) 簡易トイレ、手すり等簡易な設備の整備 |
| 基準金利 | 高知県沿岸漁業等経営育成資金基準金利 |

| | |
|---------------|---------------------|
| 利子補給率 | 高知県沿岸漁業等経営育成資金利子補給率 |
| 利子補給期間 | 5年以内(据置2年以内) |
| 利子補給対象 限度額 | 1,000万円 |

別表第2（第13条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。